

4月からごみの分別が一部見直しされます

昨年4月から、飲料用の紙パックとペットボトルの分別方法が一部見直されています。

3月31日までの1年間は周知期間となっておりましたが、4月から完全移行しますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳細は、3月に配布される「ごみ分別虎の巻」をご覧ください。

飲料用紙パック（焼酎、牛乳パック、ジュースなど）



変更前	変更後	変更理由
紙類	燃やすごみ (洗浄不要)	防水加工がある紙製容器が、リサイクルの不適合物となっているため、飲料用の紙パックのみを『燃やすごみ』とします。

■周知期間中の措置

3月31日までは、『紙類』・『燃やすごみ』のいずれでも収集します。

ペットボトル



変更前	変更後	変更理由
キャップをはずし、ラベルはそのまま	キャップをはずし、ラベルをはがす	全国的な主流となっているラベルのない「クリアボトル」でリサイクルすることで、リサイクル商品の価値があがるため。

※紙製ラベルは「燃やすごみ」、プラ製ラベルは「プラスチック製容器包装」で出してください

■周知期間中の措置

3月31日までは、リサイクル集積場・清掃工場に『ラベルあり』・『ラベルなし』の2種類のネットを準備して回収します。

珪藻土製品の廃棄方法にご注意ください！

次の販売先で販売された珪藻土バスマット・コースターの一部に、法令の基準を超える石綿（アスベスト）が含まれている可能性があります。

現在、市では石綿を含んだ製品の回収はできません。まずは、購入した店舗に問い合わせください。

対象となる販売先



（株）ニトリホールディングス、（株）ヤマダ電機、ダイレックス（株）、（株）三喜、（株）ハンズマン、（株）しまむら、（株）ワッツなど

▲対象となる製品や連絡先などについては、「消費者庁リコール情報サイト」からも確認できます

■通常の使い方で石綿が飛散することはない、健康上の問題が生じる恐れはありません。

※削ったり割ったりした場合には飛散する恐れがあります

■ごみとして廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないでください。

■すでに破損していて不安な場合は、ビニールなどに入れ、テープでしっかりと封をして、回収まで自宅で保管してください。



◀珪藻土バスマット・コースター製品のイメージ